

MCL 専門学校グループ 指定寮利用約款

- 第 1 条 (目 的) 自治精神に基づき、自己の規律ある生活リズムを確立し、あわせて協調性を養い円満な共同(社会)生活を営むことを目的とする。
- 第 2 条 (入 寮 資 格) MCL 専門学校グループの指定寮を希望し、所定の手続きを経て許可された学生に限る。
ただし、各寮が指定する期日までに、所定の手続きを行なわなかった者については入寮資格を「放棄」したものとみなす。
- 第 3 条 (管 理) 当指定寮は MCL 専門学校グループと管理会社との間で契約をし、指定寮としたものである。
従って、寮生の指導および管理については各校と管理会社が緊密に連絡を取り合い実施していく。
(日常的管理は各寮の管理人が担当)
- 第 4 条 (連帯保証人) 連帯保証人は、本人と連帯してこの約款に基づく一切の責任を負うものとする。
- 第 5 条 (契 約) 入居する部屋の権利等、契約に関する詳細条件については、管理会社と本人(保護者)と調整のうえで決定し、両者間で直接契約を行うものとする。契約後の指定寮の変更等は原則受け付けないものとする。
- 第 6 条 (費 用) 寮費および諸費用については各管理会社の指示に従い、入居期間は在学期間とする。
指定寮利用約款第 2 条により、入寮を許可された者には、本校の入寮奨学生制度が適用される。補助金は毎月の家賃より差し引いて請求される。
※寮費は経済情勢の変動に応じて変更する場合もある。
- 第 7 条 (立 入 検 査) 学校は、生活・学習指導上または管理上で必要があると認めた場合、本人または管理人立ち会いのもと、室内外の検査・指示をすることができる。この場合、寮生はその指示に従わなければならない。
- 第 8 条 (厳 禁 事 項) 次にあげる事項は厳禁とする。違反した学生は退学・退寮・補助金の停止等厳しく処分する場合もある。
- ・家族以外の宿泊
 - ・門限以降の外出
 - ・共同施設の時間外の利用
 - ・プロパンガス、ボンベ、灯油類の寮内持込
 - ・20 歳未満の者の寮内での飲酒
 - ・寮周辺や隣接の部屋の迷惑になること
 - ・各寮で禁止されている動物の飼育
- 第 9 条 (退 寮) 自己都合により退寮する場合は、原則として 1 ヶ月以上前に必ず在籍する学校の事務局と寮管理人の双方に申し出ること。(退寮届を提出)
- 第 10 条 (そ の 他) その他の詳細は管理会社の指示を遵守すること。

以 上

盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校 盛岡市中央通三丁目 2-17 TEL: 019-622-1500	盛岡外語観光&ブライダル専門学校 盛岡市大沢川原三丁目 1-18 TEL: 019-651-5001	盛岡医療福祉スポーツ専門学校 盛岡市大沢川原三丁目 5-18 TEL: 019-624-8600
盛岡公務員法律専門学校 盛岡市中央通二丁目 1-20 TEL: 019-653-5061	盛岡ペットワールド専門学校 盛岡市盛岡駅前通 10-16 TEL: 019-604-1151	盛岡看護医療大学校 盛岡市中央通三丁目 3-4 TEL: 019-652-1189